

国技建管第 14 号  
国総公第 115 号  
令和 3 年 3 月 9 日

東北地方整備局  
北陸地方整備局  
技術調整管理官 殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
総合政策局公共事業企画調整課  
施工安全企画室長  
(公印省略)

令和 3 年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における  
積算方法等について

東日本大震災の被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）において適用される間接工事費の補正係数については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成 26 年 2 月 3 日付け国技建第 3 号）により、土木工事標準歩掛については、「東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛の一部改定について」（平成 26 年 3 月 14 日付け国総公第 121 号）により、通知しているところである。

今般、上記通知後も基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」（令和 3 年 2 月 18 日付け国官技第 274 号）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ）に該当するものとし、下記のとおり措置されたい。

なお、貴局管内の対象となる自治体については、貴局より周知されたい。

附則

本通知は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

なお、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成 26 年 2 月 3 日付け国技建第 3 号）及び「東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛の一部改定について」（平成 26 年 3 月 14 日付け国総公第 121 号）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

## 記

### 1. 適用対象工事

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）で実施される工事で、令和3年4月1日以降に入札書提出期限日を設定する工事。

### 2. 補正方法

#### (1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

#### (2) 間接工事費の補正

【対象工事】 全ての土木工事

【補正係数】 「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

### 3. 適用にあたって

#### (1) 令和3年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事

当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出にあたっては、本通知に基づき算出すること。

#### (2) 本通知の適用期限について

令和4年3月31日までに入札書提出期限を設定する工事に適用する。

### 4. 既契約工事について

既契約工事については、本運用の適用対象外とする。